

# 仙台市優良建築物等整備事業について

仙台市都市整備局 都心まちづくり課  
地下鉄沿線まちづくり課

都心及び地下鉄南北線東西線駅周辺を中心とする機能集約型市街地形成の都市づくりを推進するため、優良建築物等整備事業の拡充を行います。

優良建築物等整備事業への補助は、昨今の厳しい財政状況を踏まえ、必要性・立地性・公益性の高い事業や、まちづくり貢献の高い事業を優先するものとし、取扱い基準に基づく評価を行います。

## 優良建築物等整備事業の概要

市街地環境の向上と良質な市街地住宅の確保を推進するため国や地方公共団体が必要な助成を行う制度で、都市再開発法の規定に基づく市街地再開発事業と異なり、法律の手続きを必要としない任意の事業です。

### ■事業の種類

優良再開発型  
共同化タイプ・市街地環境形成タイプ

### ■施行者

地方住宅供給公社、民間事業者等

### ■対象地域

次に掲げる区域のいずれか区域とする。

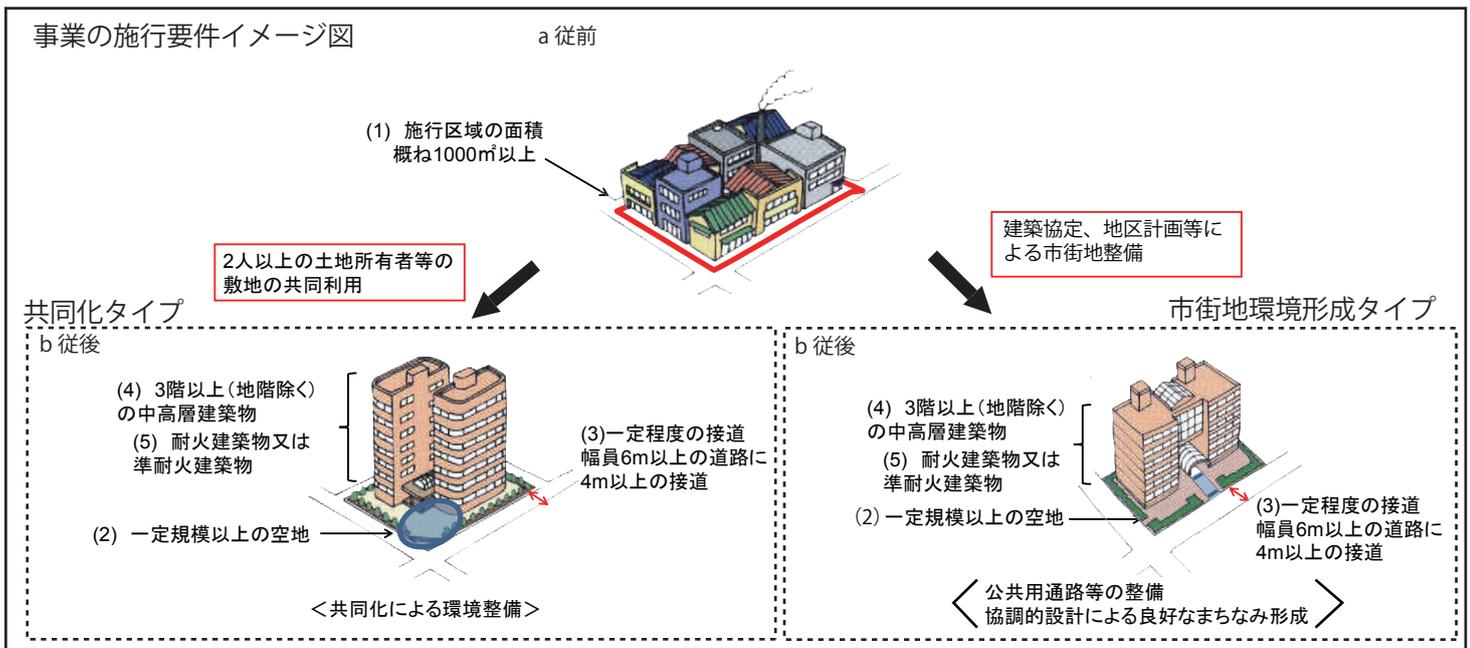
1. 2号再開発促進地区
2. 仙台市高速鉄道南北線駅  
又は仙台市高速鉄道東西線駅の  
概ね500メートル圏域

### ■補助事業の内容

補助の対象とする事業は、次に掲げるものとする。

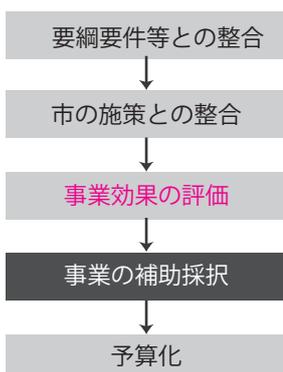
1. 調査設計計画（基本構想作成費を除く。）
2. 土地整備
3. 共同施設整備

※その他、補助対象事業の要件及び内容については、社会資本整備総合交付金交付要綱及び市街地再開発事業等補助要領住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目に定めるところに準ずるものとする。

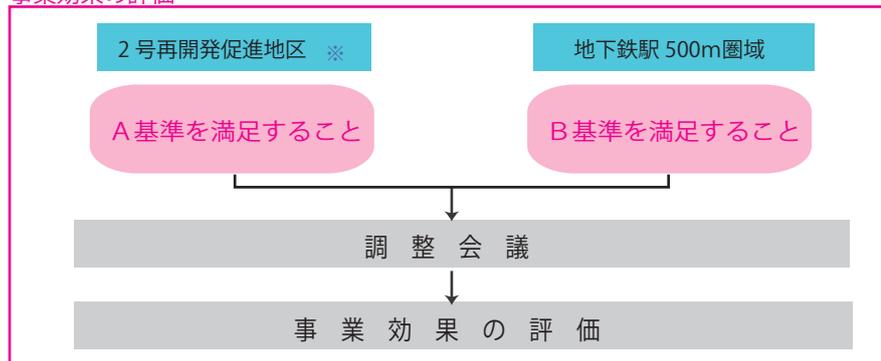


## 補助採択について

事業の補助採択は、要綱要件等・市の施策との整合に加え、事業効果の評価において一定の評価を受けた事業を対象とします。エリアに応じた基準を満たすかどうかについて庁内関係部局で構成する調整会議からの意見を反映して事業効果を評価します。



### 事業効果の評価



予算の範囲内において補助金を交付します。

※2号再開発促進地区のうち、卸町駅周辺地区及び六丁の目駅周辺地区についてはB基準を満足するものとする。

## A 基準

### ■ 区域要件

- ・ 施行区域は原則として 1000 m<sup>2</sup>以上 5000 m<sup>2</sup>未満であること。
- ・ 都市再開発法第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる条件を満たすものであること。

### ■ 事業評価の視点



#### ① 必要性

地区に内在する課題について事業による改善の必要性・改善効果を評価します。

#### ② 立地性

本市が取り組む機能集約型市街地の形成をより効果的に推進するため、地区の立地的な重要度を評価します。

#### ③ 公益性

地域の活性化、にぎわいの創出、拠点性の向上、その地区に必要とされる公共公益施設が整備される事業など、まちづくりへの貢献度を評価します。

## B 基準

### ■ 区域要件

①と②をそれぞれ 1 項目以上、かつ計 4 項目以上を実施すること。

#### ① 省エネ・新エネ設備の導入

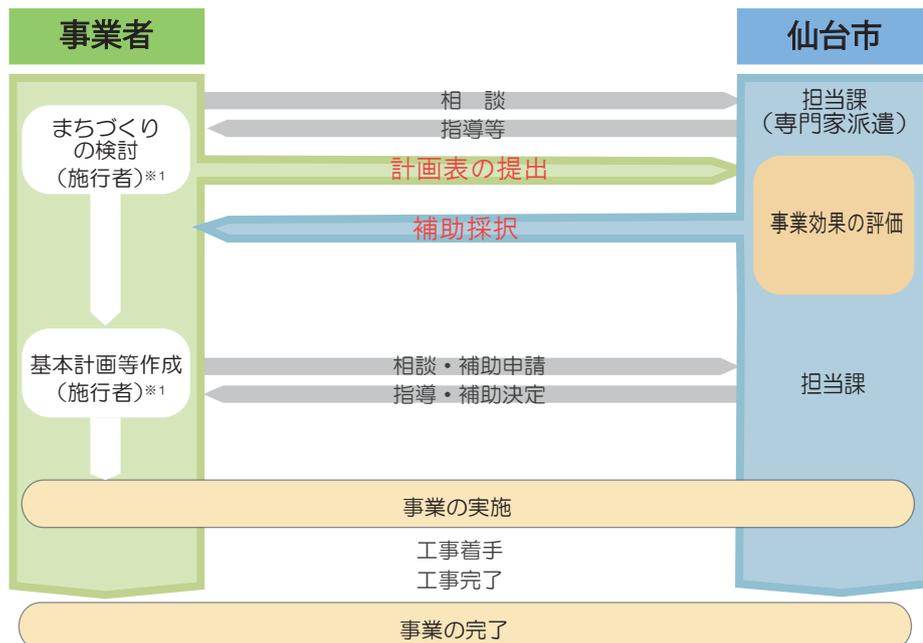
- ・ 再生可能エネルギー源の発電設備（太陽光発電，風力発電など）
- ・ LED照明設備（共用部分）
- ・ 高効率型給湯設備（全住戸に採用）
- ・ コージェネレーションシステム（全住戸に採用）
- ・ その他，上記設備と同等の性能を有するものとして認められた設備

#### ② 防災力強化設備の導入

- ・ 防災備蓄倉庫（施設利用者のための備蓄品を保管する倉庫）
- ・ 非常用発電装置（稼働時間は 12 時間以上とする）
- ・ 管制運転装置付昇降機設備（P 波，火災，停電）
- ・ 免震装置，制振装置など
- ・ その他，上記設備と同等の性能を有するものとして認められた設備

## 手続きの流れ

手続きの流れおよび事業効果の評価時期は以下のとおりです。



※計画内容に変更が生じた場合は改めて補助の継続について審査します。

※1 施行者：優良建築物等整備事業を行う者（独立行政法人都市再生機構及び地方公共団体を除く。）をいう。

お問い合わせ

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7-1

【都心区域】仙台市都市整備局 都心まちづくり課

【地下鉄沿線区域】仙台市都市整備局 地下鉄沿線まちづくり課

TEL：022-214-8314

FAX：022-222-2448

TEL：022-214-8296

FAX：022-261-6375